

東海サッカーリーグ 規約

第1章 総 則

- 第1条 本リーグは東海サッカーリーグという。(略称はTSLとする)
- 第2条 本リーグは(公財)日本サッカー協会及び(一社)東海サッカー協会の総括を受ける。
- 第3条 事務所はリーグ運営事務局の所在地におく。

第2章 目 的

- 第4条 本リーグは加盟チームの切磋により、東海地域のサッカー水準の向上、普及および振興につとめ、あわせて相互の親睦を深めることを目的とする。

第3章 事 業

- 第5条 前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。
- 1) リーグ戦の実施
 - 2) その他目的達成に必要な事業

第4章 組 織

- 第6条 本リーグは(公財)日本サッカー協会第一種に登録され、且つ(一財)全国社会人サッカー連盟に登録されたチームで、(一社)東海サッカー協会の審議を経て定めた10チーム以上で組織し、そのチームは東海サッカー協会圏内に在住、在学または在勤し、(公財)日本サッカー協会に個人登録された選手によって構成されたチームとする。但し外国人登録選手は5名までとし、当リーグの試合出場は3名登録の3名とする。

第5章 役 員

- 第7条 本リーグに次の運営委員を置く。

実行委員長	1名
運営委員長	1名
規律委員長	1名
事務局長	1名
運営委員	若干名
審判委員	若干名
会計監査	2名

- 第8条
1. 実行委員長は東海社会人サッカー連盟運営委員より選出する。
 2. 運営委員は、加盟チームの代表および(一社)東海サッカー協会の委嘱をうけた者若干名とする。
 3. 審判委員は各県審判委員長とする。
 4. 会計監査は東海社会人サッカー連盟運営委員とする。
- 第9条
1. 実行委員長は、(一社)東海サッカー協会から委嘱され、当連盟を代表する。
実行委員長の任期は原則2年とする。
 2. 運営委員長は運営委員の互選により選出される。

運営委員長の任期は原則 2 年とする。

第 10 条 運営委員の任期は原則 1 年とする。

第 6 章 会 議

第 11 条 1. 運営委員会は次の事項について審議決定し運営する。

- 1) 委員会に付託された役員の選出及び委託
 - 2) 事業
 - 3) 予算および決算
 - 4) 賞罰の裁定
 - 5) 規約の改廃についての審議及びリーグ運営要項の決定
 - 6) メンバー資格審査
 - 7) その他重要事項等
2. 運営委員会は、実行委員長がこれを招集し、運営委員長が議長となる。
3. 会議は定例と臨時に分け、定例はリーグ戦前後に速やかに開催し、臨時は必要が生じたとき開催する。

第 7 章 会 計

第 12 条 本リーグの経費は次の収入をもってこれを充てる。

- 1) 加盟チームの運営分担金
 - ・ 1 部 210,000 円/1 チーム
 - ・ 2 部 210,000 円/1 チーム
- 1)-2 60 周年記念事業分担金(2025 年度のみ)
 - ・ 1 部 10,000 円/1 チーム
 - ・ 2 部 10,000 円/1 チーム
- 2) 新規加盟金 (100,000 円/1 チーム)

納入は、J F L からの降格チーム、県リーグからの昇格チームを対象とし、J F L 昇格後 1 年で T S L へ降格したチーム、県リーグ降格後 1 年で T S L へ昇格したチームは免除する。
- 3) 事業による収入
- 4) 寄付金
- 5) その他の収入
- 6) 運営分担金、新規加盟金は 3 月末日までに納入しなければならない。

第 13 条 マッチコミッショナー・審判員の手当

- 1) マッチコミッショナーは 7,000 円 (消費税込み) とする。
- 2) 主審 10,000 円、副審 8,000 円、第 4 の審判員 6,000 円とし、いずれも消費税込みの金額とする。

第 14 条 会計年度は 3 月 21 日より翌年 3 月 20 日までとする。

第 8 章 罰 則

第 15 条 規約、運営要項の不履行、リーグの価値を著しく損ねる行為が認められた場合、当リーグから除籍する。原則として規律委員会で審議し、処分を決定する。

第9章 附 則

第16条 この規約の改廃は運営委員会の審議を経て（一社）東海サッカー協会の承認を必要とする。

第17条 この規約にもとづき運営要項を定めて運営する。

第18条 この規約は平成10年5月1日より施行する。

〔改訂1〕平成15年3月8日 一部改訂

〔改訂2〕平成17年2月26日 一部改訂

〔改訂3〕平成26年4月1日 一部改訂

〔改訂4〕平成29年4月1日 一部追加

〔改訂5〕平成30年4月1日 一部改訂

〔改訂6〕平成31年4月1日 一部改訂

〔改訂7〕令和3年3月21日 一部改訂・追加

〔改訂8〕令和4年3月21日 一部改訂

〔改訂9〕令和5年3月21日 一部改訂

〔改訂10〕令和6年3月21日 一部改訂

〔改訂11〕令和7年3月21日 一部改訂

2025年度 東海サッカーリーグ運営要項

1. 当リーグは、1部8チーム、2部8チームによる2回戦総当たりとする。
2. リーグ戦の試合はすべて90分ゲームとし、延長戦及びPK戦は行わない。
ハーフタイムのインターバルは15分間とする。
注) ハーフタイムとは、前半終了から後半開始までの時間をいう。
- 3-1. 選手の交代は、試合前にあらかじめ登録された7名中5名までとする。
試合中の交代は各チーム最大3回とする。加えて、ハーフタイム時にも交代することができる。
脳震盪による交代（再出場なし）を適用する。
- 3-2. エントリー後の選手変更
 - ①エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。
なお、この本項によって認められる選手の変更は次の各号の通りとする。
 - (1) 先発予定選手を変更する場合
控え選手に限り先発予定選手に変更することができ、さらに新たな選手を控え選手とすることができる。この場合、当初の先発予定選手を控え選手とすることはできない。ただし、ゴールキーパーである場合は例外として控え選手とすることができる。
 - (2) 控え選手を変更する場合
新たな選手を控え選手とすることができる。
 - ②エントリー完了後からキックオフ時刻までの間におけるチームスタッフの変更は、やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。
 - ③前2項に定める変更が承認された場合、マッチコミッショナーは承認後、相手チーム等へ速やかに連絡しなければならない。
4. ベンチに入ることができる人数は、交代選手7名、役員6名の計13名までとする。
役員については、事前に登録されている者に限る。
5. テクニカルエリアを設置する。戦術的指示はテクニカルエリア内から、その都度ただ1人が伝えることができる。
6. キックオフ時刻に遅れたチームは理由の如何を問わず0-3の敗戦扱いとする。
7. 天候不良、その他の理由により試合が開始できない、または試合が中断された場合は30分を限度に待機し、試合の開始・再開または中止を主審が決定する。
主審が試合を中断した場合は、マッチコミッショナーおよびホームチーム運営責任者は試合を再開できるよう最善の努力をする。
中断から30分を過ぎて開始または再開の判断ができない場合、当該試合は中止とするが、中断が後半開始までの場合は再試合、後半が開始されていれば試合成立とする。中断解除から試合再開までのインターバルは20分以内とする。
ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチ

コミッショナーおよびホームチーム運営責任者が協議のうえ決定する。

なお、試合が中止となった場合の懲罰の消化については、J F A懲罰規定〔別紙2〕競技及び競技会に関する懲罰基準の運用に関する細則（第10条）に則し、以下のとおりとする。

試合が中止等になった場合、当該中止等となった試合に命じられた警告・退場の取り扱いは、当該中止等についてのチームの有責性にかかわらず、次のとおりとする。

【警告】再試合を実施する場合、効力を失い、警告がなかったものとして取り扱う。

【退場】再試合の実施有無にかかわらず、有効なものとして取り扱う。

8. 試合成立・不成立の最終承認者はその試合を担当したマッチコミッショナーとする。
9. 試合の中止・延期について

予定された試合を中止・延期する場合は、ホームチーム運営委員と当該県委員長が協議し決定する。中止・延期が決定された場合、ホームチーム運営委員は対戦チームに連絡するとともに、速やかに TSL 事務局に報告する。

① 中止・延期の検討対象となる状況は下記のとおりとする。

- (1) 自治体や施設管理者の指示で施設が使用できなくなった場合。
- (2) 気象予報により、試合当日の天候に災害級の被害が予測される場合。
- (3) 公共交通機関に事前運休計画が発表され、移動に困難を生じる場合。
- (4) 上記以外で中止・延期にしなければならない相当な理由がある場合。

② 中止・延期とした試合の代替日は、予備日に実施することを原則として、中止を決定した日から 30 日以内に決定すること。チームは中止・延期した試合が予備日に入ることを想定し、日程を空けておくこと。

又、代替日程を実施出来なかった場合は「みなし試合」とし、役員で協議し、試合結果の扱いを下記のいずれかとする。

- (1) 実施できなかった理由がどちらのチームにも責が認められない場合は引き分けとし、結果を「0-0」とする。
- (2) 実施できなかった理由が片方のチームにある場合、その責のあるチームの負けとし、結果を「0-3」とする。
- (3) 実施できなかった理由が両方のチームにある場合、両チームの結果を「0-3」とする。

10. リーグ戦終了日

10月5日までに延期した試合を含めて終了する。

ただし、2部については、最大10月26日までに消化できるようにすることを認める。

11. 順位は下記の順序によって決める。

- ① 勝ち点（勝3、分1、負0）
- ② 得失点差（総得点－総失点）
- ③ 総得点
- ④ 当事チームの勝負
- ⑤ 勝率（総勝数÷総試合）
- ⑥ 上記①から⑤でも同位の場合は抽選とする。

12. 競技規則

リーグ戦実施年度の公益財団法人日本サッカー協会「サッカー競技規則」による。

13. 選手の用具

- 1) 本リーグに事前に登録した正・副2組のユニフォーム（シャツ、ショーツ、及びソックス）を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
- 2) 正・副の2色については明確に異なる色とする。
- 3) 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断した時は、両チームの立会のもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
- 4) 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組合せを決定することができる。
- 5) ソックスの上にテープやバンデージを巻く、あるいは、アンクルサポーター等を着用する場合、そのテープ等の色はソックスの色と同系色とする。
カーフソックスや踵から下を切ったソックスを着用する場合、すねあての落下の可能性のある場合は下部にテープを巻くこととし、その判断は主審に委ねる。
又、テープと下に履くソックスは主たるソックスと同系色のものを使用すること。
なお、第58回 TSL ユニフォーム連絡表で届け出たデザインと同じようにチームで統一されていれば、認められる。
- 6) アームバンドについては、競技規則第4条に則し、チームキャプテンは以下のアームバンドを着用すること。
 - ① 東海サッカーリーグによって用意されたアームバンド
 - ② 東海サッカーリーグによって認められたアームバンド
 - ③ チームが用意する場合、単色のアームバンドで「Captain」という単語、もしくは「C」という文字やその翻訳された単語・文字（主将・主など）も入れることができるが、単色でなければならない。

14. リーグ登録

- 1) チーム及び選手の資格は規約第6条の定めのほか、選手のお他チームとの二重登録は認めない。
- 2) チームの登録選手数は、40名を上限とする。
- 3) 登録選手には固有の背番号を付し、シーズン中の変更は認めない。
- 4) 大学他、同一運営母体のチームが同じカテゴリーに所属することを認める。
この場合の関係するチームの対戦はリーグ順位に極力影響の少ないリーグ初めに行うよう配慮する。

15. リーグ戦開始前に選手は（公財）日本サッカー協会に選手登録を行い、（公財）日本サッカー協会の承認を受けていること。

試合チームは、マッチコーディネーションミーティング時に、（公財）日本サッカー協会 WEB 登録システム KICKOFF から出力された選手証・登録一覧（写真が登録されたもの）を印刷したものを持参すること。

事務局が発行した、当節のチーム登録票で代替えすることも可能とする。

16. 1) 選手の移籍に関しては、（公財）日本サッカー協会「移籍規程」に準ずる。

- 2) 12 項 4) の大学他、同一運営母体のチーム間のシーズン中の移籍は認めない。
17. 役員、選手の追加登録及び抹消を希望するときは、所定の様式で事務局へ提出する。
追加登録選手の試合出場資格は、事務局の受け付け承認日から 1 週間後とし、8 月末日をもって追加登録を締め切りとする。なお、追加選手の出場については、事務局の承認を受けても、(公財) 日本サッカー協会の承認が完了していない選手はリーグ戦に出場することはできない。
18. リーグ途中事故によりリーグ参加できないチームが発生した場合は、対戦成績を白紙とし、欠のままその年度は続行するが、その決定は実行委員長が裁定する。
19. 懲罰
- 1) 退場を命じられた者(監督・選手・役員含)または警告の累積が 3 となった者は次の 1 試合出場できない(ベンチ入りもできない)。また、退場者の処分は規律委員会において協議し、これを裁定する。
 - 2) 退場による出場停止処分の消化は同一大会で消化するものとする。なお、大会終了によって残存した出場停止処分については順次、次の公式戦に適用される。
 - 3) 本大会において、他大会等の出場停止処分を当リーグで消化する場合は、処分者本人及びその所属先チームが処分の内容を文書にて事務局に報告する。
また、その他の規定については(公財) 日本サッカー協会の懲罰規定に準ずる。
20. 自動入れ替え
- 1) 当リーグ 1 部の下位 2 チームと、2 部の上位 2 チームは自動入れ替えとし、入れ替え戦は行わない。
 - 2) 当リーグ 2 部の下位 2 チームを自動的に当リーグから降格し、東海社会人トーナメント大会の A・B 各ブロックの優勝チームは当リーグへ昇格とする。
 - 3) 上部リーグへ昇格またはチーム事情により、リーグを脱退し、リーグに欠損が生じた場合
イ. 当リーグ 1 部のチーム数が 8 チームになるように、2 部の上位から繰り上げ自動昇格とする。(1 部から 2 部へ降格するチームを含む)
ロ. 当リーグ 2 部の 8 位・7 位チームは、自動的に県リーグへ降格する。
ハ. 東海社会人トーナメント大会要項に従い、A ブロックの優勝チームを 1 位、B ブロックの優勝チームを 2 位とし、本項により残留することになったチームを上位に位置づける。
 - 4) 上部リーグより降格チームがあった場合
イ. 上部リーグより降格したチームをそのまま当リーグ 1 部に加入させる。
ロ. 当リーグ 1 部は、10 チームを上限にチーム数を増やすこととする。
但し、翌年度は 8 チームに戻すべく、該当する下位チームを当リーグ 2 部に降格させる。
ハ. 当リーグ 2 部は、本項により 1 部から降格チームがあった場合、10 チームを上限にチーム数を増やすこととする。
但し、翌年度は 8 チームに戻すべく、該当する下位チームを各県リーグに降格させる。
21. 天変地異その他不可抗力により欠場する場合は、運営委員会に於いて協議し、処理

する。

22. 感染症拡大によるリーグへの影響については、行政機関、J F Aの指示に従うこととし、実施内容については運営委員会で協議する。
23. 全国地域サッカーチャンピオンズリーグ 1 次ラウンドへの出場 12 チームは、以下の選出方法により出場資格が与えられる。
 - 1) 9 地域サッカー最上位リーグより各 1 チーム（当 1 部リーグ 1 位チーム）に出場権が与えられる。但し、出場できない場合には、次順位（2 位チーム）の参加を認める。原則、出場権を得たチームは棄権できない。
 - 2) 9 地域サッカー最上位リーグのチームで、第 61 回全国社会人サッカー選手権大会のベスト 4 以上の上位 3 チームで、JFL へ入会を希望するチーム（最大 3 チーム）
 - 3) 上記で 12 チームに満たない場合には、J リーグ百年構想クラブが所属する地域サッカー最上位リーグで、当該チームが 2 位で有れば、優先的に出場を認める。但し、複数の J リーグ百年構想クラブが該当する場合には、J リーグ百年構想クラブに認められた順番とする。優先的な出場は 1 回を限度とする。
 - 4) なお、上記の 1)、2)、3) で 12 チームに満たない場合は、9 地域サッカー最上位リーグ 2 位チームの中で、JFL へ入会を希望するチームを下記の優先順位で出場チームを決定する。（関東・関西・九州・東海・北海道・中国・北信越・東北・四国）で巡回し輪番とする。
2025 年度は（東北・四国・関東）の順で決定する。2026 年は 2025 年の出場した地域の次からとする。
2)、3)、4) で参加するチームは、翌年度に JFL へ入会意思の確認ができたチームに限り出場を認める。
24. 運営委員会で決定できない事項については（一社）東海サッカー協会にその裁定を仰ぎ、その決定に従う。
25. リーグ運営に関しての提言・質問等は、文書を運営事務局へ提出し、回答を得ることが出来る。
また、試合中及び試合後に、審判員の判定への異議を示すことは認められないが、もし判定に関して重大な質問がある場合は、試合終了後 3 日以内（必着）に文書を事務局へ提出し、実行委員長を通じて審判委員会の回答を得ることが出来る。
ただし、プレーに関する事実についての主審の決定は最終であり、変更されることはない。（競技規則第 5 条）
注）・文書はチーム代表者名で、宛先は実行委員長とすること。
 - ・文書の末尾に文責者のサインと、住所、連絡先電話番号などを記載すること。
 - ・実行委員長は必要に応じて参考となる映像媒体等を要求することができる。
26. ホーム運営委員は、試合終了後に公式記録を速やかに事務局に報告すること。報告については、メール等で行うこと。